

2022. 4. 19 第49回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第49回口頭弁論期日が終わりました。

訴訟は遅々として進みません。しかし、世界の情勢は大きく変化しています。何よりも、ロシアがウクライナを侵攻しています。ロシアは、チェルノブイリ原発を占拠したりザポロジエ原発を攻撃したりしました。原発は、相手国からすれば、攻撃したり占拠したりする目的となることになりました。電力を人質にすることがあり得るのです。そして、原発がテロによって攻撃されるおそれが現実化したということでもあります。北朝鮮がミサイルを開発しています。北朝鮮のミサイルが浜岡原発を攻撃するというのも現実的な脅威として考慮しなければなりません。もう、原発は、やめるしかありません。

ロシアのウクライナ侵攻によってエネルギー価格が高騰しました。そのために、原発の再稼働をすすめるべきだとの意見もでています。小型炉の開発を急ぐべきだとの意見もあります。しかし、原発は、悪意ある相手から攻撃されたら、ひとたまりもありません。戦争になれば、原子炉が壊れるリスクは非常に高くなります。使用済み燃料の処分ができないことも考えなければなりません。

将来の人類のためには、原発をいまずぐ廃止するしかありません。

さて、私達は、A17断層に関する被告の対応、そして、裁判所の対応に関して、改めて、強く抗議する内容の準備書面を提出し陳述しました。私達は、平成29年6月23日付の準備書面32で、A17断層が敷地内にあること、それは、活断層であると主張しました。2017年です。それに対する被告の中部電力からのきちんとした認否・反論がなされないまま、もうすぐ5年が経過します。この問題について、中部電力は、原子力規制委員会の審査会合では、それなりの主張、そして、資料提供をしています。こういうやり方は、裁判を軽視していると言えるのではないのでしょうか。強く抗議します。

また、このような被告の訴訟追行姿勢に対し、裁判所が、適切な訴訟指揮をしてこなかったことにも抗議したいのです。

被告は、自分が策定した基準地震動 S_s が十分であるという内容の準備書面を陳述しました。納得できない内容ですが、科学論争にならない考え方で本件の結論を導き出せるのではないかと考えていますので、基準地震動に関する論争に関し、どこまで反論するかについて、更に、検討したいと思います。

更に、3ないし5号機の建設時に掘り下げた地面の底面、穴の周囲の法面の写真について、被告は、一部任意開示してきていますが、これ以上は開示しないという姿勢を崩さないようですので、開示された写真を調査し、私達の主張を裏付ける証拠

となるかどうか検討したいと考えています。

福島原発の事故から11年が経過しました。11年前のことを忘れてしまっている人たちも多くなってきました。この大災害を知らない若い人たちが増えてきました。多くの市民の皆様には浜岡原発の危険性を理解してもらわなければなりません。そのため、私たちは、来る5月14日の土曜日の午後に市民集会を開こうと計画していましたが、同日、脱原発自然エネルギー推進静岡・議員の会が主催する「菅直人さんに聞く会」が清水文化会館で開催されることがわかりましたので、当方の集会は、延期することとしました。私達が計画していた集会と同趣旨の会ですので、皆様、そちらにお出で下さい。

いつも言いますが、南海トラフ巨大地震の想定震源域の真上にある浜岡原発を再稼働させてはならないことは、自明の理のはずです。それを裁判所が一日も早く認めてくれることを期待します。

弁護士 鈴木 敏 弘